

国際調査機関 EG	エジプト特許庁	附属書 D EG
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	DJ, EG, IQ, OM, QA, SA, SD, SY	
調査手数料 (PCT規則16) ^{1, 2}	スイス・フラン (CHF)	118
	エジプト・ポンド (EGP)	4,000
	ユーロ (EUR)	123
	米国・ドル (USD)	129
追加の調査手数料 (PCT規則40.2) ^{2, 3}	EGP 4,000	
国際調査報告に列記された文献の写し のための手数料 (PCT規則44.3)	出願人は、国際調査報告とともに、そこで列記された各文献の 写し1通を無料で受領する 追加の写しは各文献につき EGP 50 で注文できる	
国際出願の一件書類中の文献の写し のための手数料 (PCT規則94.1の3)	最初の30頁につき	EGP 200
	更に追加の各頁につき	EGP 3
異議申立手数料 (PCT規則40.2(e))	EGP 1,600	
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.1(c))	EGP 200	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す 国際調査の開始前にPCT第14条(1), (3)又は(4)の規定によ り、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされ た場合：100%払戻し 当該調査機関が先の調査から利益を得る場合：出願人の請求に 基づき50%払戻し	
国際調査のために受理する言語	アラビア語 ⁴ , 英語 ^{4, 5}	

[次頁に続く]

- この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う。
- この手数料は、出願人、又は出願人が2人以上であれば各出願人が、自然人若しくは法人であり、世界銀行が「低所得」「低中所得」「高中所得」のグループに分類する国の国民又は居住者である場合には25%減額される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。
- アラブ諸国連盟の加盟国 (<http://www.leagueofarabstates.net/ar/Pages/default.aspx>) の受理官庁又は同加盟国のために行動する受理官庁に行われた国際出願について。
- アラブ諸国連盟の加盟国 (<http://www.leagueofarabstates.net/ar/Pages/default.aspx>) の受理官庁又は同加盟国のために行動する受理官庁を除く、その他の受理官庁に行われた国際出願について。

E G	エジプト特許庁 (続き)	E G
国際出願が、この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合、国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	国際調査機関に問合せされたい	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	磁気ディスク、CD-ROM、CD-R、DVD、DVD-R	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象	
委任状の提出要件の放棄 ⁶		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
別個の委任状が要求される特別の状況	適用されない	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	適用されない	

⁶ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。